

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (**新設** ・ 拡充 ・ 延長)

(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室)

項目名	地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設			
税目	法人税			
要望の内容	<p>【概要】 地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除。 人口減少社会における持続可能な地域経済の振興、持続可能な充実した学校教育活動の展開に向け、寄附の損金算入による軽減効果に加え、税額控除のメリットを付与することにより、企業の地域学校協働活動への参画を促進する。</p> <p>【対象企業の条件】 ○学校運営協議会(※1)を設置する学校(コミュニティ・スクール)の「地域学校協働活動」(※2)へ参画しており、貢献に係る活動が、同協議会が承認する学校の「基本的方針」に位置付けられていること。 ※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5、 ※2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条2項 ○企業で雇用している従業員を、年間を通じて学校、地域クラブ等に派遣し、当該従業員がこれらの活動に対して支援を行っていること。 ○従業員の指導者、支援者としての活動日数が年間35日(週1回程度)以上であることなど、一定の要件を満たした企業(活動)であること。</p>			
	【時限措置】3年間の租税特別措置	平年度の減収見込額	▲1,108 百万円	
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)	
(改正増減収額)		(— 百万円)		

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 企業が参画する地域学校協働活動の増加により、 ・ 地元産業界が関与する、地域の産業専門人材の育成が促進 ・ 学校における情報教育の充実・高度化が促進 ・ 学校を取り巻く課題解決が進み、教職員の働き方改革が促進 などが見込まれる。本税制改正要望を通じて、地域経済の持続的な発展と持続可能な充実した学校教育活動の展開を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国では人口減少が急速に進み、地域経済の持続的な発展が喫緊の課題となっており、地域産業界が関与した教育活動による、地域経済を担う人材の育成が必要。また、生産年齢人口の減少等に伴い、教員不足が学校運営上の深刻な課題となっており、持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要となっている。</p> <p>企業による学校の教育活動や学校運営への貢献を促進することは、人口減少時代における我が国全体の経済成長の維持、持続可能な学校運営には必要不可欠であり、地方任せではなく国が積極的に取組を展開し、財政的な後押しを行う必要がある。</p> <p>企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野の活動へ誘導するためには、損金算入に加えて強力なインセンティブが必要。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上</p>
<p>合理性</p>	<p>政策の達成目標</p> <p>○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%を目指す。</p> <p>○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制（令和 6 年度：2400 人）を解消。</p> <p>○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況…将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。</p> <p>○部活動の地域展開 休日の部活動については、次期改革期間内（令和 13 年度まで）に全ての部活動において地域展開を実現。</p> <p>○コミュニティ・スクールの導入率 令和 10 年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率 80%を目指す。</p>	

		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>3年間</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%を目指す。</p> <p>○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制（令和6年度：2400人）を解消。</p> <p>○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況…政策目標の達成に向け、教師の平均時間外在校等時間を着実に縮減する。</p> <p>○部活動の地域展開 次期改革期間前期の間（令和10年度まで）に全ての自治体で地域展開等に着手。</p> <p>○コミュニティ・スクールの導入率 令和10年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率80%を目指す。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○高等学校の産学官連携の推進 継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 59%（令和6年度調査）</p> <p>○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制 令和6年度：2,400人</p> <p>○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況 令和4年度：小学校・中学校教諭 月47時間程度※ ※小学校・中学校の加重平均</p> <p>○部活動の地域展開 休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合（令和5年度 50.6%）</p> <p>○コミュニティ・スクールの導入率 令和6年度時点の公立学校における導入率 58.7%</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>以下、要望の措置の適用見込みの参考として、民間企業等の資金を活用して展開されている学校教育活動の規模と、学校に対する貢献費用として企業が支出している金額の相場を示す。</p> <p>【参考1】 民間企業・団体の資金を活用した地域学校協働活動の実施数 約850件/年</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県…①4363 件 × ②0.8% = 約 35 件 ・ 市町村…①28896 件 × ②2.8% = 約 809 件 <p>文部科学省：平成 30 年度地域学校協働活動等の実施状況調査報告書より</p> <p>①実施している地域学校協働活動(件数)</p> <p>②実施している地域学校協働活動について、活動に必要な資金として「民間(基金、財団等)」と「その他(寄附、クラウドファンディング等)」を活用しているものの割合(0.8%は都道府県が回答した割合、2.8%は市町村が回答した割合)</p> <p>【参考 2】</p> <p>○企業による教育 CSR 活動予算 (平成 7 年)</p> <p>※東北大学大学院教育研究課教育ネットワークセンター2015 年度プロジェクト「教育 CSR の実態解明に向けた企業調査」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均 642.3 万円 東洋経済「CSR 企業総覧 2015」企業のうち「教育・学術支援」を行う企業 613 社 ・ 0~100 万円 (46.9%)、101~500 万円 (30.1%)、501~1000 万円 (8.4%)、1001 万円~ (14.4%)
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<p>これまで、文部科学省及び教育委員会として、学校と企業との連携を促進するため、コーディネート機能、プラットフォーム構築など、様々な体制整備に係る支援を実施してきている。その成果として、各地域においては学校を支援する企業の活動が展開されており、本税制改正要望が想定する企業の貢献活動も存在するところである。</p> <p>今後の社会状況を見据え、企業からの協力のニーズが高くなる特定分野の活動への参画をより一層増加させるためには、企業側のインセンティブが必要であり、税額控除は極めて有効な手段であると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目 以外の税制上の措置	法人による地方公共団体に対する寄附の全額損金算入。また、地方税についても同様に要望を行う。
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	<p>地域と学校の連携・協働体制構築事業 令和 7 年度予算額：7,052 百万円</p> <p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する地方自治体の取組に対する財政支援として、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の配置等に係る経費を補助(補助率 1/3)</p>
	上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	上記補助金は学校と地元企業を含む地域関係機関をつなぐ体制を構築するための補助金である。本税制改正要望の対象企業の活動は、上記補助金を含む政府、地方自治体から、直接当該活動の経費に係る補助を受けているものは除くこととする。
	要望の措置の 妥当性	学校等に対する外部からの支援について、全て国が公的資金で助成を行うことは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業等による社会貢献に一定程度頼らざるを得ない部分が存在する。このような民間企業の自主的な貢献に係る財政的な後押しには税制優遇措置がなじむ。

		<p>民間企業による学校教育活動等への貢献の在り方は、それぞれの企業活動の事情により、規模やタイミング、支援期間、内容が多様なものとなるため、民間企業が主体的に選択できることや予見可能性があることが重要であり、税制優遇措置で対応することが望ましい。</p> <p>社会貢献活動を実施する民間企業は、財政状況が黒字であるものが多いと考えられるため、法人税の税額控除が効果的である。</p> <p>本税制優遇措置により民間企業の公的セクターへの投資を加速させることが可能となり、結果として公費支出を抑えることができる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p>	